
平成29年第2回大和町議会定例会会議録

平成29年3月2日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君		
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（1名）

13番 堀籠英雄君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三和子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
議事庶務係長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前でございますが、おそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番中川久男君及び1番千坂博行君を指名します。

日程第 2「議案第34号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 3「議案第35号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4「議案第36号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 5「議案第37号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第38号 平成29年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 7「議案第39号 平成29年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 8「議案第40号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第 9「議案第41号 平成29年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第10「議案第42号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第11「議案第43号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第12「議案第44号 平成29年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第2、議案第34号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算から
日程第12、議案第44号 平成29年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

おはようございます。特別会計に入らせていただきます。説明資料102ページをお願いいたします。

議案第34号でございます。平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

平成29年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ25億260万9,000円と定めるものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

一時借入金でございます。第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

説明書の109ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職者被保険者等国民健康保険税につきましては、28年度課税状況をもとに所得状況と保険者数及び低所得者層に対する軽減措置を考慮し、予算措置をしたものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定となるものでございます。

110ページをお願いいたします。

3款国庫支出金につきましては、医療費に要する国庫負担金、高額医療に要する国庫負担金並びに特定健診に要する国庫負担金でございます。1項1目療養給付費等国庫負担金につきましては、町の医療費実績に基づき、32%の定率で給付される負担金でございます。

2目高額療養費共同事業負担金につきましては、高額療養費実績に基づき市町村の

拠出共同事業に対する国保連合会の調整により交付されるものでございます。

3目特定健康診査等負担金につきましては、国から3分の1の負担を見込んでいるものでございます。

2項国庫補助金につきましては、国からの補助金・交付金でありまして、国保財政安定調整のための交付金でございます。1目財政調整交付金につきましては、普通特別財政調整交付金で、市町村の医療実績及び税の収納率などに基づいて交付されるものでございます。

2目総務費国庫補助金は、国保制度関係の業務準備に要する補助金でございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療に要する交付金で、退職者の医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者数相当分の交付金で、医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。

111ページをお願いいたします。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金同様の高額療養費として交付されるものでございます。

2目特定健康診査等負担金につきましては、特定健診に充当するための負担金でございます。

2項1目調整交付金につきましては、療養給付に対する調整として交付されるものでございます。

2目民生費県補助金につきましては、乳幼児医療事務への補助金となるものでございます。

7款1項共同事業交付金につきましては、高額な医療費等に対応するため国保連合会からの交付金でございます。1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金は、保険者の財政運営の不安定を緩和することを目的としているもので、県内の全市町村の保険者を対象として交付されるものでございます。

8款1項財産運用収入につきましては、国保の基金利子でございます。

9款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であり、それぞれの節のとおり法定ルール内の繰入金となるものでございます。

112ページをお願いいたします。

2項基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れであり、今年度は科目設定となるものでございます。

10款繰越金につきましては、28年度からの繰り越し予定額であり、科目設定となっ

ておるところでございます。

11款以降につきましては、全て科目設定となるものでございます。

114ページをお願いいたします。歳出になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、国保会計運営に要する事務費でございます。

主なものとしまして、7 節賃金は事務補助員賃金。

9 節旅費は職員の旅費。

11節需用費は国保の保険証、高齢受給者証の印刷代などになるものでございます。

12節役務費は保険証の郵送料金でございます。

13節委託料は国保連合会へのレセプト点検委託料及び平成30年4月からの国保の都道府県移管に向けたシステム改修の委託料でございます。

2 目団体負担金は国保連合会への町村割負担金となるものでございます。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費につきましては、国保税の賦課徴収に要する経費となるものでございます。

115ページをお願いいたします。

3 項 1 目運営協議会費は国保運営協議会に要する事務経費でございます。

主なものとしまして、1 節報酬、9 節旅費ですが、9 名の委員の報酬と費用弁償となるものでございます。

4 項 1 目趣旨普及費は国保制度のチラシ等の経費となるものでございます。

2 款 1 項療養諸費 1 目から 4 目までにつきましては、それぞれの医療費の公費負担分、7 割相当分ですが、国保連合会などへの負担金となるものでございます。

116ページをお願いいたします。

5 目審査手数料につきましては、国保連合会への医療費の審査手数料となるものでございます。

2 項高額療養費 1 目から 4 目までは、それぞれ限度額を超える分につきまして公費負担をするものでございます。

117ページをお願いいたします。

3 項葬祭費は葬祭費用でありまして、1 人当たり 5 万円となるものでございます。

4 項出産育児諸費は出産育児一時金でありまして、1 人当たり 42 万となるものでございます。

5 項の移送費は病院間の移送に係る車代でございます。

3 款 1 項後期高齢者支援金等は法律に基づき町から社会保険診療報酬支払基金へ支払う負担金となるものでございます。

118ページをお願いいたします。

4款、それと5款につきましても3款同様でございます。法律に基づく負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へそれぞれの目的により支払う負担金でございます。加入者数、医療費実績等により支払基金から市町村へ負担配分されるものでございます。

6款共同事業拠出金につきましては、国保連合会への拠出金であり、各市町村が医療実績に応じて支払い負担するものでございます。

119ページをお願いいたします。

7款1項特定健康診査等事業費につきましては、特定健診に要する経費でございます。

8節報償費は平成30年度からの特定健診の実施計画、これを策定するために必要な委員への謝礼となるものでございます。

11節需用費はコピー代や受診啓発用のチラシ及び受診票発送のための封筒の印刷代などでございます。

12節役務費は受診票の郵送料。

13節委託料は健診機関への健診業務委託費などでございます。

7款2項保健事業費につきましては、7節賃金は健康審査結果説明会の看護師賃金。

8節報償費は健康づくり達人セミナー講師謝金など。

11節需用費は健診結果説明会時の消耗品。

28節繰出金につきましては、一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。

8款1項基金積み立ては基金利子相当分を積み立てするものでございます。

120ページをお願いいたします。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、税の還付金、医療費の返還金等でありまして、これまでの実績に応じて予算措置をしたものでございますが、ほとんどが科目設定となるものでございます。

10款は予備費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、説明書125ページをお願いいたします。

議案第35号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

平成29年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算につきましては、次に定めるところでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億4,090万3,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条3第2項の規定によります一時借入金の最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

130ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料及び滞納繰越分の見込額を計上したものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当分の法定負担分の現年度国庫負担金を見込んだものでございます。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の法定負担分の現年度分調整交付金を見込んだものでございます。

2目につきましては、地域支援事業の介護予防事業・包括的支援事業2事業分に係ります交付金でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金、131ページの2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の28%相当分の社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定負担分の県負担金を見込んだものでございます。

2項財政安定化基金支出金1目交付金、2目貸付金につきましては、科目の設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に係ります介護予防・包括的支援事業2事業に係ります県の交付金でございます。

6 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子見込額でございます。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、1 節は介護給付費の12.5%相当分の法定負担分、2 節、3 節は職員給与費及び事務費、4 節は地域支援事業に係ります繰り入れ、5 節は低所得者保険料軽減の繰入金でございます。

132ページをお願いいたします。

7 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により繰り入れでございます。

8 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9 款諸収入につきましては、1 項及び 2 項につきましては科目の設定でございます。

3 項 1 目から 3 目までにつきましても、科目の設定でございます。

4 目雑入につきましては、介護予防プラン作成に係ります宮城県国保連合会からの収入及びグループホームすずらの土地貸付料、さらには配食サービス利用者負担金の収入等でございます。

133ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員 2 名分の人件費、事務費、運営等に要する費用でございます。

2 節から 4 節につきましては、人件費でございます。

11 節需用費につきましては、事務用品等の消耗品代、コピー代及び封筒等の印刷製本費でございます。

12 節役務費につきましては、介護給付費通知用はがき代の通信運搬費、介護給付費通知者一覧表処理手数料、グループホームすずらの火災保険料に要する費用でございます。

13 節委託料につきましては、介護保険システムプログラム保守料でございます。

14 節につきましては、グループホームすずらんに係る土地の借上料でございます。

19 節負担金につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び保険者回線高速化セキュリティソフト更新費でございます。

25 節積立金につきましては、介護保険財政調整基金への積立金でございます。

134ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費の11 節及び12 節につきましては、介護保険料の賦課徴収に要します通知書の印刷代、郵送料等の費用でございます。

3項1目認定調査費につきましては、介護認定及び調査事務に要する費用でありまして、8節報償費につきましては認定調査員13名分の報償金、9節につきましては認定調査員の調査業務に係ります費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、公用車2台分の燃料費、車検整備代及び用紙等の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、主治医意見書、車検整備に要する手数料、自動車損害保険料でございます。

14節につきましては、認定調査業務におけます駐車料金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして黒川行政事務組合への負担金でございます。

27節につきましては、公用車自動車重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費は、介護保険運営委員会経費でございます。

135ページになります。

1節及び9節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員15名の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費は事務用品等の消耗品、委員会開催時のお茶代でございます。

13節委託料につきましては、第7期介護保険事業計画策定に係ります業務委託料でございます。

2款保険給付費につきましては、各種介護サービス給付に要する費用でございます。1項1目居宅介護サービス給付等費の19節につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等居宅介護サービスと、住宅改修、福祉用具購入に要する給付費でございます。

2目施設介護サービス給付費の19節につきましては、特別養護老人ホームの介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に要する給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画等費の19節につきましては、サービス計画のケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費の19節につきましては、地域密着型介護サービスとしてグループホームすずらん等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要する給付費でございます。

続きまして、2項1目高額介護サービス等費の12節役務費につきましては、高額介護サービス費の通知に要します通信運搬費及び支給処理手数料でございます。19節負担金につきましては、高額介護サービス等給付費負担金でございます。

136ページをお願いいたします。

2目高額医療合算介護サービス費の19節につきましては、医療保険と介護保険の負担額が高額になったときに限度額を超えた分について給付を行うものでございます。

3項1目及び2目の19節につきましては、要介護認定で要支援1・2の方の介護予防サービス給付等に係る給付費でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費の19節につきましては、介護保険施設への入所に係ります居住費、食費の負担を軽くするために給付される介護サービス等費でございます。

5項1目審査支払手数料の12節につきましては、介護給付費の審査手数料でございまして宮城県国保連合会に支払う手数料でございます。

137ページになります。

3款諸支出金1項1目第1号被保険者還付加算金の23節につきましては、第1号被保険者への還付加算金となるものでございます。

4款地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にならないための介護予防・生活支援サービス事業費に要する費用でございます。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問型・通所型サービス事業に要します費用でありまして、13節委託料につきましては、体元気教室等の業務委託料。19節につきましては、介護予防訪問・通所介護サービスに係る負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費の12節につきましては、切手代等の通信運搬費。13節につきましては、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント業務委託料でございます。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要する費用でございます。

7節賃金は健康貯金友の会開催時の看護師への賃金。

8節報償費につきましては、いきいきサロン等への介護予防に係ります出前講座の講師謝礼。健康貯金友の会の運動指導士等への謝金に要する費用でございます。

11節需用費につきましては、テキスト代、コピー代等の消耗品に要する費用でございます。

12節役務費につきましては、切手代等の通信運搬費でございます。

13節委託料につきましては、介護予防サポーター養成講座の業務委託料でございます。

138ページをお願いいたします。

3項1目総合相談支援事業費につきましては、訪問相談、実態把握等に要する費用でありまして、7節賃金につきましては、看護師への賃金。11節需用費につきましては、ファイル等の事務用品等に要する費用でございます。

2目権利擁護事業費の8節報償費につきましては、高齢者虐待防止及び成年後見人申立て等に対応するための弁護士謝礼、研修会開催時の謝金等に要する費用でございます。11節需用費につきましては、パンフレット、参考図書代。13節委託料につきましては、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の2節から4節につきましては、職員5名分の人件費でございます。

8節報償費につきましては、ケアマネ・ケアスタッフ研修及びスーパーバイズ相談等に要します講師謝礼でございます。

11節は事務用品、公用車の燃料費等に要する費用でございます。

12節は地域包括支援センターの電話料及び公用車の損害保険料でございます。

13節委託料につきましては、地域包括支援センターシステム保守料及びシステム改修に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、地域包括支援センターシステム及びハードウェアの賃借料でございます。

139ページになります。

19節につきましては、主任介護支援専門員更新研修に係ります負担金でございます。

4目生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者の身近な地域住民が中心となって社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア等のさまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら高齢者の生活支援体制整備に要する費用でございます。

8節報償費につきましては、協議会委員の謝礼に要する費用。

11節は事務用品等の消耗品費。

13節委託料につきましては、社会福祉協議会への生活支援コーディネーター職員配置に係ります委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援体制の構築に要する費用でございます。

8節報償費につきましては、認知症初期支援チーム専門医の謝礼に要します費用でございます。

9節旅費につきましては、認知症初期支援チーム員、支援推進員研修に要する費用でございます。

4項1目任意事業費につきましては、地域自立生活支援、家族介護支援等に要する費用でございまして、8節報償費につきましては、介護者の会学習会講師謝礼、お元気訪問員15人、コールセンター協力員等への謝礼に要する費用でございます。

11節につきましては、消耗品費、会議開催時のお茶代でございます。

12節につきましては、郵送料に係ります通信運搬費、安心コール機器の設置手数料、ボランティア保険料等でございます。

13節委託料につきましては、配食サービス、安心コールセンター業務委託、機器保守点検に係る業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、安心コール機器の機械借上料でございます。

5項1目支払審査手数料の12節につきましては、支払審査手数料として国保連合会への手数料でございます。

140ページをお願いいたします。

従来の介護予防事業費の一次予防事業費及び二次予防事業費につきましては、4款2項1目の一般介護予防事業費及び4款1項1目の介護予防生活支援サービス事業費へ科目の変更をするものでございます。

5款1項1目につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

改めまして、おはようございます。

それでは、議案第36号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。説明書146ページをお願いいたします。

議案第36号 平成29年度大和町の宮床財産区特別会計予算であります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,038万6,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、その内訳につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

150ページお願い申し上げます。

それでは、初めに歳入でございます。

1 款の財産収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入でございます。内訳につきましては、宮床生産森林組合が15万7,905円、東北電力が1万8,752円、難波山菜生産研究会が2万7,424円でございます。

次に、利子及び配当でございますが、基金の管理に伴います収入でございます。金融機関への積み立てによりまして、それぞれ計上いたしているものでございます。

2 款 1 項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額部分につきましては調整のために基金からの繰入金として計上いたしているものでございます。

3 款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

4 款 1 項森林総合研究所支出金につきましては、29年度に実施いたします高山地区の分収造林事業、保育間伐、作業道新設に要します費用の支出金1,305万2,000円でございます。保育間伐が8.7ヘクタール、作業道新設が延長いたしまして800メートルの予定でございます。

4 款 2 項預金利子につきましては、科目設定でございます。

4 款 3 項雑入につきましては、アララギ山に無線中継施設を持っております電源開発株式会社よりアララギ山作業道を補修したいとの申し出があり、協議の結果、事業費の60%分の負担金470万9,160円を見込むものでございます。

次に、151ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項管理会費につきましては、管理委員7名に要します費用の計上となっております。報酬、会議等の出席費用弁償、普通旅費。交際費については、会長交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、事務管理費でございます。

11 節につきましては、事務経費のほか予算書・決算書の印刷製本につきましては計上となっております。

12 節役務費につきましては、通信用の切手でございます。

13 節委託料につきましては、昨年まで賃金にて支払いをいたしておりました用務員の業務を委託するものでございます。これにつきましては、一般会計におけます宮床基幹集落センター清掃員と宮床財産区用務員につきましては地元の同一人に支払ってまいりましたが、同じ方に別業務で宮床生産森林組合から賃金を支払っておりましたところ、税務署より源泉徴収をされたい旨の指示があったそうでございますので、町と財産区からは生産森林組合に業務の委託をいたしまして、生産森林組合から一括賃金としてお支払いいただき、源泉徴収を一括処理お願いするものでございます。これまでの業務形態につきましては、何ら変更がないものでございます。

2目財産管理費につきましては、直営部分等の作業といたしまして作業道の刈り払い、宮床地区全体の巡視といったことでの巡視員の費用を計上いたしております。

7節賃金につきましては、境界の刈り払い、高山造林地作業道の刈り払いの賃金でございます。

13節委託料は、巡視業務と電源開発の負担を受けましてアララギ山の作業道補修業務を委託するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金につきまして町林業地域振興協議会ほか3団体への負担でございます。

151ページから152ページでございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきまして、9節旅費につきましては、毎年度の事業内容等につきまして協議が行われますので、そちらへの職員出席の経費。

13節につきましては、高山地区の保育間伐、作業道新設に係ります業務委託料でございます。

4目諸費につきましては、19節負担金は3財産区で構成しております連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金については、事務繰り出しといたしまして183万円、事業費につきましては407万7,000円を繰り出しするものでございます。

3款予備費につきましては支出はございませんけれども、5万円で措置をさせていただき、科目の設定を行うものでございます。

続きまして、154ページをお願いいたします。

議案第37号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ867万8,000円と定めるものでございます。

2項につきましては、歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

158ページお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

県支出金の県補助金でございますが、吉田財産区所有地、檀ノ下地区にございます直営林につきまして、保育間伐ということで5.9ヘクタールの事業実施を予定しているものでございます。

2款1項財産運用収入の1目貸付収入につきましては、吉田愛林公益会などからの貸付収入を見込むものでございます。内訳につきましては、吉田愛林公益会31万231

円、東北電力5,400円でございます。

2目利子及び配当金につきましては、科目設定といたしまして1,000円の計上をお願いするものでございます。

2項財産売払収入につきましても、同様に科目設定を行ったものでございます。

3款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差の部分につきまして基金からの繰り入れを予定するものでございます。

4款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

5款1項森林総合研究所支出金につきましては、研究所から交付される金額であります。対象につきましては、檀ノ下地区の分収造林事業でございます。除伐につきましては10.94ヘクタール、生物害除外につきましては4.22ヘクタール、檀ノ下2地区におきましては、除伐が5.05ヘクタール、生物害除外が4.25ヘクタールを予定する費用でございます。合計いたしまして563万1,000円でございます。

2項、3項につきましては、それぞれ科目の設定を行ったものでございます。

続きまして、160ページをお願い申し上げます。歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、管理委員7名の経費でございます。

1節報酬、9節旅費、10節交際費につきましては、会長の交際費となっております。

2款1項1目一般管理費につきましては、一般的な事務管理経費でございます。

11節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷製本の経費でございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手代でございます。

2目財産管理費につきましては、直営林の整備等を行う費用についての計上を行っております。

7節賃金につきましては、例年行っております作業道等の刈り払いの経費。

13節委託料につきましては、保育間伐で5.9ヘクタールの除伐作業委託に要します経費でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費は、収入のほうでご説明申し上げました檀ノ下地区の保育に要します費用の計上でございます。

9節旅費につきましては、研究所との協議のための経費といたして措置しているものでございます。

12節役務費につきましては、昭和60年植栽の檀ノ下地区の保険料の計上でございます。

13節委託料につきましては、全体で裾枝払い15.99ヘクタール、除伐8.47ヘクタールの生物害防除を予定するものでございます。

161ページでございます。

諸費でございますが、19節負担金補助及び交付金につきましては、宮床財産区同様3財産区の連絡協議会への負担金。

28節繰出金につきましては、一般会計への繰り出しといたしまして2団体への助成となっているものでございます。対象団体は吉田地区団体連絡協議会、吉田地域振興協議会への助成となっております。

予備費につきましては、宮床財産区同様科目設定で5万円を見込んでいるものでございます。

次に、163ページをお願いいたします。

議案第38号 平成29年度大和町落合財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ495万4,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

167ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目土地貸付収入でございます。こちらにつきましては、落合地区内の相川地区、報恩寺地区、松坂地区3地区に貸し付けを行っております貸付収入の計上でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金の利子につきまして見込んだものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差し引き部分を基金から繰り入れによりまして対応しようとするものでございます。

3款繰越金以下につきましては、4款諸収入の預金利子、4款2項雑入につきましては科目の設定でございます。

168ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、こちらも他財産区同様管理委員7名に要する費用で、1節報酬、2節旅費、10節交際費につきましては、会長の交際費となっております。

2款1項1目一般管理費であります。

11節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷製本の経費でございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手代でございます。

2目財産管理費。

19節につきましては、黒川地区山火事防止推進協議会への負担金でございます。

3目諸費の19節につきましては、3財産区の連絡協議会への負担金。

繰入金につきましては、事務費部分で141万円、地域内各種団体への一般会計を経由いたしましての助成としまして140万5,000円を計上いたしましたものでございます。

予備費につきましては、5万円を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

それでは、170ページをお開き願います。

議案第39号 平成29年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

平成29年度大和町の奨学事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ939万円を定めるものとするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

173ページをお開き願います。

それでは、歳入でございます。

1款1項1目1節利子及び配当金につきましては、基金利子の科目設定でございます。

2款1項1目1節教育費寄附金につきましても、科目の設定でございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、29年度の奨学事業を運営するに当たりまして、財源の調整のために基金から繰り入れをするものでございます。

3款2項1目1節一般会計繰入金につきましては、平成29年度の奨学事業を運営するに当たりまして、財源のために一般会計から繰り入れをするものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、見込みの額の計上でございます。

5款1項1目1節預金利子につきましては、科目の設定でございます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度・過年度分合わせまして、奨学金の貸与者57名からの償還金を計上いたしております。

174ページをお願いします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目事業費21節貸付金につきましては、高校生 3 名、新規 3 名、奨学生29 名、継続14名、新規10名、新規・継続を含めてございます。高校生・大学生に対しま す奨学金の貸付金の計上でございます。

2 目の事務費につきましては、奨学事業審議委員の報酬、費用弁償、それらの奨学 事業の事務に要します経費等を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、説明書176ページをお願いいたします。

議案第40号でございます。平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計予算ござい ます。

平成29年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるもの でございます。

歳入歳出の予算でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額は、それぞれ 2 億1,695万6,000円と定めるものでござい ます。

2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表によるものでご ざいます。

説明書180ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款 1 項につきましては、75歳以上の方々の保険料でございます。1 目の特別徴収 保険料は、年金の天引き分で100%の収納を見込んでおります。

2 目の普通徴収保険料につきましては、96%の収納で予算措置をしたものでござい ます。

2 款使用料及び手数料につきましては、科目の設定でございます。

3 款 1 項一般会計繰入金の 1 目につきましては、事務費の繰り入れ、2 目は低所得 者の保険料軽減に充当するための繰り入れでございます。

4 款繰越金につきましては、科目設定でございます。

5 款諸収入につきましては、1 項から 3 項までは科目設定でございます。

4項は県後期高齢者広域連合からの健康診断受託による受託事業収入でございます。

5項は科目設定となるものでございます。

182ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費につきましては、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

主なものとしまして、11節需用費はコピー代などの消耗品でございます。

12節につきましては、保険証の更新時などの郵送料。

13節委託料につきましては、健診業務の委託料となるものでございます。

2項徴収費につきましては、保険料徴収に要する経費となるものでございます。

183ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への本町の保険料の納付金となるものでございます。

3款諸支出金につきましては、還付金などに備えての予算措置でありまして、平成27年、28年度の実績に基づき計上しておるものでございます。

4款につきましては、予備費となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午前10時54分 休憩

午前11時06分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

引き続き、よろしく申し上げます。

それでは、予算に関する説明書188ページをお願いいたします。

議案第41号 平成29年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億6,478万5,000円と定めるもの。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるもの。

第2条債務負担行為につきましては、第2表によるもの。

第3条地方債につきましては、第3表によるもの。

第4条一時借入金の借入最高額を、2億円と定めるものであります。

191ページをお願いします。第2表債務負担行為であります。

平成29年度水洗便所改造資金利子補給であります。期間は平成30年度から32年度までとし、限度額を37万8,000円とするものであります。

次に、水洗便所改造資金損失補償であります。期間を同じく平成30年度から32年度まで、限度額は融資資金に係る未回収金額とするものであります。

192ページの第3表地方債であります。起債の目的ごとの限度額です。

公共下水道事業で2,090万円、資本費平準化事業として1億円、流域下水道事業として940万円、合計1億3,030万円とするものであります。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

明細書の194ページをお願いします。歳入であります。

1款1項1目下水道事業負担金であります。現年度分及び過年度分の賦課分の計上あります。

2款1項1目下水道使用料は、前年度比1.2%増の見込額計上であります。

2目土木使用料は、都市下水路占用料でございます。

2款2項1目下水道手数料は、収入見込額の計上であります。

3款1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業費6,150万円の補助率2分の1の計上であります。

4款1項1目一般会計繰入金は、水洗便所普及、水質規制等の管理費及び借入償還金等財源調整のための一般会計からの繰入金であります。

195ページの5款の繰越金及び6款1項1目町預金利子につきましては、科目の設定であります。

6款2項1目雑入は、小鶴沢循環線下水道維持管理費に対する宮城県環境事業公社からの補助金等の計上であります。

7款1項1目下水道債は、建設事業に係る公共下水道事業、資本費平準化事業、流域下水道事業の本年度予定額を計上したものであります。

196ページをお願いします。歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務の一般管理経費のほか使用料金等の賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用の計上であります。

主なものとしたしまして、7節賃金につきましては、都市下水路の清掃人夫賃。

11節需用費は、マンホールポンプの電気料、修繕料などであります。修繕料につきましては、舗装修繕及びマンホールポンプ等の修繕に要する費用でございます。

12節役務費の通信運搬費は、マンホールポンプ場の電話料など、手数料につきましては使用料の徴収取扱手数料や汚水管等の緊急清掃の手数料であります。

13節委託料につきましては、料金算定業務等の水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点17カ所と特定事業場32カ所の水質調査及びマンホールポンプと汚水管の清掃業務委託に要する費用であります。

197ページとなります。

14節使用料及び賃借料は、マンホールポンプ制御盤設置箇所の土地借上料でございます。

16節原材料費は、マンホールふた及び公共ますふた等の補修用材料購入費用でございます。

19節の負担金です。吉田川流域下水道維持管理運営費につきましては、下水の予定排出量416万立方メートルとして予定額を計上したものでございます。仙台市下水道維持管理費につきましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては糸繰マンホールポンプ場の維持管理費の予定額を計上したものでございます。補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては、前年度以前分と現年度見込み分の融資あつせん予定分の利子補給であります。

27節公課費につきましては、公用車自動車重量税、消費税及び地方消費税納付見込額の計上であります。

2項下水道建設費であります。1目建設費につきましては、公共下水道単独事業費のほか補助事業費及び流域下水道建設費負担金でございます。

歳出の主なものでございます。

11節需用費につきましては、コピー代等の消耗品であります。

13節の委託料につきましては、補助事業によります大和町流域関連公共下水道事業計画変更業務及びマンホールポンプの長寿命化実施計画業務の委託を行おうとするものであります。

14節の使用料及び賃借料は、下水道工事の積算システムの機械借上料でございます。

15節の工事請負費につきましては、補助事業といたしまして、長寿命化対策によります落合相川1号・2号、落合上檜和田マンホールポンプ場3カ所の制御盤の更新工事、総合地震対策によりますまほろばホール敷地内へ設置しますマンホールトイレ工事及び備品倉庫設置工事、並びに町道吉岡吉田線車道内のマンホールについて液状化に伴う浮上を防止する工事10基を予定しているものでございます。単独事業分といたしましては、公共ます設置3カ所の工事及び主要地方道塩釜吉岡線、1級河川西川に係りますクルマ橋かけかえ工事を現在宮城県が進めております。今回橋りょうが上流部にかけてとなり、道路の線型も変更になるため自然流下分の下水道管移設工事を予定しているものでございます。

198ページをお願いします。

18節の備品購入費については、まほろばホール敷地内に整備しますマンホールトイレ8基の備品購入費でございます。

19節の負担金でございますが、圧送管移設費につきましては、15節工事請負費でも説明させていただきましたクルマ橋かけかえに伴うもので、現在橋りょう部分には上水及び下水管を添架しております。今回新しい橋の地覆に架台を設置し、添架する構造となります。上水道・下水道がここに整備しますと経費等がかさむこととなるため、水道会計へ負担金として支出し、水道管工事とあわせ整備をお願いするものであります。

なお、施工範囲については、下水道送水管部分、圧力のかかる部分をお願いするものでございます。

吉田川流域下水道建設費につきましては、宮城県中南部下水道事務所が整備します建設費に係る市町村の負担金であります。

2款1項公債費につきましては、平成29年度分の元金償還及び利子支払い額の計上であります。

以上であります。

続きまして、206ページをお願いします。

議案第42号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,405万6,000円と定めるもの。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものであります。

明細につきましては、209ページになります。

歳入であります。

1款1項1目農業集落排水事業分担金であります。滞納繰越分の収入見込額を計上しております。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましては、実績見合いにより計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金は、管理費充当分及び起債償還に係る繰り入れであります。宮床クリーンセンター内の施設修繕、汚泥引き抜き委託等の実績見合いにより計上したものでございます。

4款繰越金及び5款諸収入1項町預金利子につきましては、科目の設定であります。次に、210ページの歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務経費及び管路、マンホールポンプ、宮床クリーンセンター等の維持管理に要する費用の計上であります。

主なものでありますが、11節需用費につきましては、宮床クリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料及びセンター内の高圧開閉器盤修繕、マンホールポンプ場のポンプ等の修繕料であります。

12節役務費の手数料につきましては、施設の機器点検業務手数料及び使用料の徴収取扱手数料などあります。

13節委託料につきましては、処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安全管理、メーター検針、料金算定業務に係る委託費でございます。

19節の負担金であります。マンホールポンプの管理用電波の利用料金であります。

27節の公課費につきましては、公用車の自動車重量税であります。

2款1項公債費につきましては、1目元金、211ページの2目利子とも平成29年度分の償還予定額であります。

以上であります。

続きまして、217ページをお願いします。

議案第43号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算であります。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,132万2,000円と定めるもの。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるもの。

第2条地方債につきましては、第2表によるものであります。

220ページの第2表地方債でございます。

合併処理浄化槽整備事業の起債の限度額を700万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

明細書の222ページをお開き願います。歳入であります。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開始予定分7基分を見込んでおります。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、管理基数374基分の見込額計上であります。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助金の本年度見込額を計上しております。

4款1項1目は、管理費及び建設費借入償還金に係る一般会計繰入金でございます。

5款繰越金、6款1項町預金利子及び223ページの2項雑入は、科目の設定であります。

5款1項町債は合併処理浄化槽費に係る借入見込み額の計上であります。

224ページお願います。歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理に要する費用の計上であります。

主なものでありますが、11節需用費のうち修繕料は、ブローの部品交換20カ所及び本体交換12カ所、浄化槽の軽微な修繕12カ所を見込んでの計上でございます。

12節役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取り扱い手数料や法定検査手数料でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検や料金算定業務及びメーター検針業務に係る委託料であります。

19節負担金につきましては、県合併処理浄化槽普及促進協議会への負担金であります。

次に、2項1目合併処理浄化槽建設費であります。新規設置事業に係る費用の計上であります。

主なものであります。225ページの15節の工事請負費は、新たに新設する設置工事に係るもので、5人槽1基、7人槽5基、10人槽1基、合計7基の計上でございます。

19節補助金につきましては、合併処理浄化槽設置整備費といたしまして、吉岡西部地区に対する浄化槽設置補助金で、7人槽1基、10人槽1基、計2基分の見込み額計上であります。

次に、2款1項公債費につきましては、平成29年度分の元金及び利子の償還予定額

であります。

以上であります。

続きまして、予算に関する説明書231ページをお願いします。

議案第44号 平成29年度大和町水道事業会計予算についてであります。

第1条総則であります。平成29年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条業務の予定量であります。給水戸数につきましては、前年度微増の1万850戸を予定しております。

次に、年間総給水量及び1日平均給水量であります。年間総給水量は297万7,600立方メートルであります。また、1日平均給水量については、本年度の県大崎広域水道からの受水契約水量の8割の責任水量分の8,160立方メートルを1日の平均給水量といたしております。

第3条収益的収入及び支出の予定額であります。

収入は、水道事業収益の合計額で9億5,747万4,000円、支出は水道事業費用の合計額で9億3,266万6,000円なり、収支差し引き2,480万8,000円の黒字の収支予定額としております。

次に、232ページとなります。

第4条資本的収入及び支出の予定額であります。

収入は資本的収入の合計額で9,526万円、支出は資本的支出の合計額で2億5,732万9,000円の予定であります。

第4条の条文の括弧書きであります。この予算で定める収入額が支出に対し不足する額1億6,206万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,206万9,000円及び建設改良積立金5,000万円で補填することとしております。

第5条の企業債であります。起債の目的は水道基幹施設耐震化事業に係るものであり、限度額を4,160万円とするものであります。起債の方法及び利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

233ページであります。

第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費を4,373万2,000円と定めるものであります。

第7条他会計からの補助金であります。8,000立方メートルの留保見合い分などとして一般会計からの繰り入れ予定額を1億113万4,000円と定めるものであります。

第8条棚卸資産の購入限度額について、2,000万円と定めるものであります。

234ページは重要な会計方針に係る事項についての説明した調書となっております。

次に、予算に関する説明書の235ページから238ページまでは、収益的収支及び資本的収支の実施計画書、239ページから243ページまでは、給与、手当等の人件費に関する明細であります。

244ページの平成29年度大和町水道事業予定キャッシュフロー計算書であります。キャッシュフロー計算書は、1事業年度の現金、預金等の状況を一定の活動区分別に表示した報告書であります。表示は円単位であります。1,000円単位で説明させていただきます。

1の営業活動によるキャッシュフローの当期純利益は、平成29年度損益計算において見込まれる利益で、1,653万8,000円といたしております。

非資金項目の調整の減価償却費は2億135万2,000円、引当金は平成30年度において支払うことになる職員賞与分277万4,000円の計上、営業活動による資産及び負債の増減の資産の増減1億8,003万6,000円については、未収金、貯蔵品等の減少額、負債の増減マイナス5,471万2,000円は、未払金の減少額によるものであります。

営業活動によるキャッシュフローの合計額は、3億4,598万8,000円であります。

次に、2.投資活動によるキャッシュフローであります。建設改良費はマイナス1億6,420万7,000円で、平成29年度建設改良費支払見込額、実施による収入5,366万円は国庫補助金一般会計出資金受入額であります。

投資活動によるキャッシュフローの合計額はマイナス1億1,054万7,000円の予定となっております。

3.財務活動によるキャッシュフローの企業債の発行については4,160万円で、平成29年度借入予定額。企業債の償還はマイナス7,998万5,000円で、平成29年度の企業債の償還額であります。

財務活動によるキャッシュフロー合計額はマイナス3,838万5,000円であります。

以上の内容であります。現金及び現金同等物の増加額は1億9,705万7,000円、現金及び現金同等物の期首残高が5億9,307万4,000円で、現金及び現金同等物の期末残高は7億9,013万円の予定としております。

次に、245ページの平成29年度水道事業予定貸借対照表についてご説明申し上げます。期末の予定額となります。

主な科目ごとの予定額であります。資産の部の1の固定資産であります。①有形固定資産は排水管や機械施設等、及び②無形固定資産、③投資その他資産合計で59

億1,469万7,000円を予定しております。

246ページの2の流動資産は、現金・預金、未収金、貯蔵品であり、合計で8億3,692万4,000円、資金合計は67億5,162万1,000円と予定しております。

負債の部は、3の固定負債(1)企業債であります。10億2,039万7,000円の計上であります。

4の流動負債の(1)企業債、(2)未払金、(3)引当金、(4)その他流動負債の合計額を1億8,519万4,000円、5の繰延収益の(1)長期前受金、(2)収益化類型額合計16億3,332万8,000円を合わせた負債合計は28億3,892万円を予定しております。

次に、247ページであります。

資本の部、6の資本金であります。1の自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計は33億6,589万6,000円を予定するものであります。

次に、7の剰余金であります。1の資本剰余金につきましては、国庫補助金、受贈財産評価額、工事負担金、他会計負担金、開発負担金、その他資本剰余金の合計額は3億5,774万9,000円となっております。(2)利益剰余金は各積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額1億8,905万5,000円でございます。これらを含めた資本合計は、39億1,270万1,000円となる予定であります。

負債・資本の合計67億5,162万1,700円は、246ページの資産の合計と同額となります。

次に、248ページ、平成28年度水道事業予定貸借対照表であります。平成28年度決算見込額による期末の予定額であります。表示は円単位であります。1,000円単位で説明させていただきます。

主な科目ごとの予定額であります。資産の部、1の固定資産は排水管や機械施設などの構築物等の減価償却等及び無形固定資産、投資その他資産の合計で61億894万円を予定しております。

249ページの2の流動資産につきましては、現金・預金、未収金、貯蔵品などありますが、合計で6億7,604万6,000円と予定しております。

資産の合計ですが、67億8,498万6,000円といたしております。

次に負債の部あります。3の固定負債は企業債、4の流動負債は企業債及び未払金予定額の計上であり、また、(3)引当金、(4)その他流動負債、5の繰延収益の(1)長期前受金、(2)収益化累計額の負債合計で29億3,900万5,000円を予定しております。

次に、250ページの資本の部ですが、6の資本金の(1)自己資本金については、各資本金の合計額で32億6,571万4,000円といたしております。

次に、7の剰余金でございますが、(1)資本剰余金は国庫補助金、受贈財産評価額、工事負担金、他会計負担金等で合計額3億5,774万9,000円であります。

(2)の利益剰余金は、各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を2億2,251万7,000円。

これらを含めた資本合計は、38億4,598万1,000円、負債・資本合計は67億8,498万6,000円を予定しております。

次に、251ページをお願いします。

平成28年度水道事業予定損益計算書についてであります。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては、1億2,014万円の営業損失。3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支においては、6,633万1,000円の黒字となります。

5の特別利益、6の特別損失を加えました当年度の純利益は6,612万2,000円の予定額としておるところであります。これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、6,848万9,000円を予定しております。

次に、252ページとなります。

平成29年度水道事業会計予算内訳についてご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入の1款水道事業収益であります。1項1目給水収益は、水道料金及び使用料を合わせて消費税を除いた増加分(約1%)とし、計上いたしております。

2目受託工事収益は、一般県道升沢吉岡線に埋設しております配水管口径100ミリ及び150ミリについて、準用河川明ヶ沢川改修工事による移設工事及び主要県道塩釜吉岡線、1級河川西川に係りますクルマ橋で口径100ミリの水道管と下水道管を同時に添架する工事の下水道特別会計からの収益であります。

3目給水加入金につきましては、新たな給水加入による見込み額の計上であります。

4目その他営業収益は、メーターの受信機、コードカバーなどの材売収益。手数料は、給水工事の設計審査及び開栓の手数料など。雑収益は下水道料金等の徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費等の計上であります。

次に、2項営業外収益であります。

1目の他会計補助金、一般会計補助金につきましては、留保水量見合い分などあります。

2目受取利息及び配当金は、預金利息であります。

253ページをお願いします。

3目開発負担金につきましては、大規模な開発による負担金等はありませんので、民間アパート等の建築等からの見込み額計上であります。

4目長期前受金戻入であります、国庫補助金等減価償却見合い分の計上であります。

5目雑収益は、第3者による給排水管の破損修繕費の収益などであります。

次に支出であります。主なものについて説明させていただきます。

1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、給料、手当、法定福利費の人件費は損益勘定支弁職員分として6名分を計上しております。

賞与引当金繰入額については、平成26年度から適用の会計制度改正に伴う科目で、必要額の計上であります。

賃金は窓口業務等事務補助員の賃金。

通信運搬費は電話料金及び専用回線料金など。

保険料は公用車、建物、機械設備等の基準保険料によるものであります。

委託料につきましては、メーター検針委託、水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか、給水の開始・中止作業業務の委託でございます。

254ページの動力費は宮床2号ポンプ場ほか7施設の動力電気料であります。

修繕費につきましては、給排水管の修繕、旧簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用であります。

受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金であります。

賃借料は水道料金システム工事等積算システムなどコンピューター機器の借上料であります。

2目の受託工事費であります、県道升沢吉岡線に埋設しております配水管について準用河川明ヶ沢川改修工事に支障となることから配水管の移設工事を行なうもの。主要地方道塩釜吉岡線、1旧河川西川に係りますクルマ橋のかけかえに伴います施設工事を行うもの。

3目の総係費であります。

報酬につきましては、水道事業審議会委員12名分の報酬であります。

委託料は水道事業庁舎の宿日直業務委託。

賃借料は吉田の八志田橋水管のNTT施設への添架使用料であります。

4目減価償却費につきましては、建物、配水管等の構築物、機械及び装置、その他固定資産の平成29年度償却分であります。

5目及び255ページの6目は棚卸資産減耗とメーターの受信機、コードカバー等の購入原価を計上しております。

2項営業外費用となります。1目は企業債の利息、2目雑支出は第三者による給排水管の破損修繕費の計上であります。

次に、資本的収入及び支出の収入であります。

1款資本的収入1項1目企業債は、水道基幹施設耐震化事業の松坂配水池耐震補強工事に係るもの。

2項1目出資金は、上水道の広域化事業、旧簡易水道事業における起債元金と松坂配水池耐震補強工事に対します水道事業会計への一般会計出資金であります。

3項1目国庫補助金は、水道基幹施設の耐震化に係る補助事業費の補助率4分の1の計上であります。

256ページの支出であります。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業の管工事費については、漏水事故の未然防止と管網構築の観点から計画的に配水管の布設がえ工事を実施するものであります。予定箇所は、吉岡東下蔵、天皇寺地区及び旧根古、若畑簡易水道、同じく旧難波金取南簡易水道の配水管布設がえ、またここ数年たびたび漏水事故が発生し、昨年度より行うこととしておりました鶴巣北目大崎字別所地内の布設がえ工事を、調査設計費については町道大崎大平上線、1級河川西川にかかります樵橋に添架しております水道管において漏水が発生し、断水作業により修繕するとともに管内を調査した結果、さび、こぶ等が多く発生するなど経年劣化が進んでいる現状を確認しましたので、水道管のかけかえ及び橋りょうの前後におけるVP管についても布設がえを行おうとするもので、その設計委託料でございます。

2目水道施設更新事業につきましては、宮床2号ポンプ場の送水ポンプ1基の更新を行うもので、設置後15年を過ぎ、トラブルを未然に防止するため更新事業を計画するものであります。

3目水道基幹施設耐震化事業の管工事費であります。宮床1号配水池、松坂配水池について、長町利府断層に起因します内陸地震において強度不足が判明し、28年度において実施設計を行い、29年度に松坂配水池の補強工事を行うものでございます。

なお、補強が必要な部分については、配水池本体を支えます基礎ぐいが強度不足のため、くい増し打ちを行うものでございます。

4目営業設備費の量水器費につきましては、水道メーターの新設予定分の設置費でございます。

次に、2項1目企業債償還金については、借入元金の支払い予定額を計上しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

これで説明を終わります。

日程第13「予算特別委員会の設置について」

議長（馬場久雄君）

日程第13、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第33号から議案第44号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第44号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午前11時51分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に平渡高志議員、副委員長に門間浩宇議員が選任されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

再開はあすの午前9時30分です。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時53分 延 会